

財団法人藤沢市みらい創造財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人藤沢市みらい創造財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県藤沢市朝日町10番地の8に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青少年の主体性や創造性を育み心豊かに育つための環境づくりを推進するとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び芸術文化活動の普及振興を図ることにより、生き活きとした地域文化溢れる豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年のための国際化推進事業
- (2) 青少年の社会参加意欲の高揚及び社会参加活動推進のための青少年交流・交歓推進事業
- (3) 青少年育成市民運動の促進
- (4) 青少年団体の育成及び支援
- (5) 藤沢市から委託を受けた青少年及び青少年指導者のための施設の管理
- (6) 藤沢市から委託を受けた放課後児童健全育成事業の推進
- (7) スポーツ・レクリエーションに関する各種の教室、講習会及び大会等
- (8) スポーツ・レクリエーション活動の指導者やボランティアの育成・派遣
- (9) 藤沢市から委託を受けたスポーツ・レクリエーション事業
- (10) 藤沢市から委託を受けたスポーツ・レクリエーション活動のための施設の管理
- (11) 芸術文化事業の企画及び開催
- (12) 芸術文化活動への助成
- (13) 藤沢市から委託を受けた芸術文化事業
- (14) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会員会費
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立の際基本財産として指定された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の7日前までに理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 第3章 役員、職員及び相談役

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 3人
- (3) 専務理事 3人以内
- (4) 常務理事 2人以内
- (5) 理事(前各号に掲げる理事を含む。) 20人以上25人以内
- (6) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を分掌する。

5 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障ため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、別に定めるところにより、報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

(相談役)

第19条の2 この法人に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の運営又は業務に関する特定の専門的事項について、理事長の諮問に応じ、又は助言する。
- 4 前2項に定めるもののほか、相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第4章 理事会

(理事会の構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第25条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、その数は、15人以上20人以内とする。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 第16条及び第17条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中、「役員とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び機能)

第30条 評議員会は、評議員をもって組織する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第31条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(評議員会の招集)

第32条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するは、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第33条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第34条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第35条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の

ときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決等)

第36条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することの

できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第37条 第28条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「書面表決者」とあるのは「書面表決者及び表決委任者」と読み替えるものとする。

(評議員の報酬等)

第38条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には費用を弁償することができる。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第39条 この法人の事業を円滑に推進するため、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 専門委員会の名称、構成、運営その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第40条 この法人の目的に賛同し、特別の援助をする個人及び団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 寄附行為変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、神奈川県知事の承認があったときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経て、かつ神奈川県知事の承認を得て、この法人と類似の目的を持つ法人に寄附する。

## 第9章 補 則

(委任)

第43条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

2 この寄附行為施行の日における役員及び評議員の任期は、第16条第1項(第29条第4項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

(財)藤沢市みらい創造財団組織図

